

## 魚津市非木造家屋評価及びマニュアル整備支援業務プロポーザル実施要領

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

魚津市非木造家屋評価及びマニュアル整備支援業務

#### (2) 業務の目的

本業務は、新築の非木造家屋について、より適正かつ公正で効率的な固定資産評価事務を執り行うため、固定資産評価基準及び建築実務の知見を有する事業者によるマニュアル整備等を行い、本市職員の非木造家屋の評価技術の維持・向上を図ることを目的とする。

#### (3) 業務の内容

非木造家屋評価及びマニュアル整備支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

#### (4) 業務期間

契約締結日から令和6年3月末日まで

#### (5) 契約上限額

金3,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

#### (6) 履行場所

富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

魚津市総務部税務課資産税係

### 2 契約に関する事項

#### (1) 契約の方法

魚津市契約規則（平成29年魚津市規則第4号）の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は、本市と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

#### (2) 委託料の支払い

本業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

#### (3) 契約書案

市が指定する様式により別途契約する。

#### (4) その他

市は、契約締結後に受注者が参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該契約の解除を行うことができるものとする。

### 3 参加資格

(1) 地方自治体における非木造家屋の評価実績、研修を実施した経験を有する一級建築士を業務に配置できる事業者であること。

(2) 過去3年間において、地方自治体が発注した非木造家屋評価支援業務等を5団体以上で実施した経験を有する事業者であること。

(3) QMS（品質マネジメントシステム：IS09001）の認証を取得していること。

- (4) ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム：ISO27001）の認証を取得していること。
- (5) LG-WANを利用したファイル交換サービスによりデータ送付することができること。
- (6) 参加申請書及び企画提案書の提出日において、国及び地方自治体から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続又は再生手続を行っている者でないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (11) 私的独占の禁止又は公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。

#### 4 スケジュール

実施内容	実施時期
① 事業者公募の開始	令和5年7月21日（金）
② 参加申請書の提出期限	令和5年8月4日（金）
③ 参加資格決定の通知	令和5年8月10日（木）【予定】
④ 質問受付の締切	令和5年8月14日（月）
⑤ 質問に対する回答の送付	令和5年8月18日（金）【予定】
⑥ 企画提案書の提出期限	令和5年8月31日（木）
⑦ 選定結果の通知・公表	令和5年9月上旬【予定】
⑧ 契約締結、業務着手	令和5年9月中旬【予定】
⑨ 業務完了	令和6年3月末日

#### 5 実施要領等の配布

- (1) 配布期間  
公告の日から令和5年8月4日（金）午後5時まで
- (2) 配布方法  
本市ホームページからダウンロードすること。

#### 6 参加申請及び参加資格決定通知

- (1) 提出書類  
プロポーザル参加申込書（様式第1号）  
会社概要書（様式第3号）  
業務実績書（様式第4号）

(2) 提出期限

令和5年8月4日（金）午後5時【必着】

(3) 提出方法

魚津市総務部税務課資産税係まで郵送又は持参により提出すること。

(4) 参加資格決定通知

令和5年8月10日（木）までに、電子メールにより通知する。

7 質問受付

(1) 受付期間

令和5年7月21日（金）から同年8月14日（月）午後5時まで【必着】

(2) 質問方法

質問書（様式第2号）に必要事項を記載し、魚津市総務部税務課資産税係（zeimu@city.uozu.lg.jp）宛に電子メールにより提出すること。口頭、電話、FAX等による質問は受け付けない。

(3) 回答

参加者全員に対し、令和5年8月18日（金）までに電子メールにより回答する。なお、質問に対する回答は、実施要領の追加又は修正とみなす。

8 企画提案

(1) 企画提案書は自由様式とするが、書類のサイズは原則A4版のサイズに統一することとし、次に掲げる事項について項目立てをして整理した上、10ページ以内にまとめ、提出に当たっては、その一式をクリップで留めること。

ア 業務実施方針

本業務を実施するに当たっての基本方針について記載すること。

イ 工程表

仕様書に記載の作業項目及び成果品を把握した上で、本業務の工程表を作成すること。

ウ 課題の設定及び当該課題に対する解決手法

次に掲げるテーマについて、詳細に記載すること。

(ア) 非木造家屋（S造又はRC造で延床面積500㎡程度）の評価計算に当たって、公平かつ適正評価を行う上で、どのような事項に留意しながら評価計算を行うのか、その根拠とともに提案すること。

また、評価の結果をどのように非木造家屋評価マニュアルに反映するのか、事例を挙げて提案すること。

(イ) 非木造家屋評価研修について、職員の技術向上のために有効な研修形式とその方法を、実績を例に挙げて提案すること。

(ウ) 総合支援について適切な助言・助成を行うために、広く不動産取得税・固定資産税の専門知識をどのように蓄積しているかを記載すること。また、他の自治体で実際に行った経験のあるものについては、その旨を記載すること。

エ 業務実施体制

本業務に配置する予定の技術者を記載すること。

なお、他の地方自治体において、非木造家屋に係る評価業務、研修業務、評価支援業務等に関連する業務の実績を有する場合は、その旨を併せて記載すること。

また、配置する技術者のうち有資格者については、資格を証する書面の写しを添付すること。

オ 見積書及び内訳積算根拠

仕様書の想定数量に基づいて積算し、各項目の内訳金額を明記すること。

(2) 受付期間

令和5年8月10日（木）から同年8月31日（木）午後5時まで【必着】

(3) 提出部数

クリップ留め一式を3部（併せて、電子データでも一式を提出すること。）

(4) 提出方法

魚津市総務部税務課資産税係まで郵送又は持参により提出すること。

9 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的に行うものとする。

審査項目	点数
① 業務目的及び業務内容の理解度	10点
② 業務遂行に当たっての総合的な視点、姿勢	20点
③ 工程の計画性、実施手順の妥当性	20点
④ 設定課題に対する解決手法の的確性、実現性	20点
⑤ 業務実施体制	10点
⑥ 業務実績の豊富さ	10点
⑦ 見積金額	10点
合計	100点

(2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、非木造家屋評価及びマニュアル整備支援業務提案審査委員会が行い、その意見を受けて選定する。

イ 提案審査委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ プレゼンテーションは実施しないが、提案者に対して、企画提案書における疑義事項について質問を行うことがある。

エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、上記の選定基準「④ 設定課題に対する解決手法の的確性、実現性」の得点が高い方の事業者を選定する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、その決定後速やかに全ての参加者に通知するとともに、本市ホームページに掲載する。

10 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、提案者の負担とする。

イ 提出された企画提案書は返却しない。

ウ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に、提案者に無断で使用しない。

エ 提出期限後の提出書類の変更・差替え又は再提出は認めない。

オ 提案者が参加資格要件を満たさなくなった場合は、本プロポーザルへの参加は無効とする。

カ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、魚津市情報公開条例（平成16年魚津市条例第7号）第7条に基づき、提出書類を公開する場合がある。

(2) 問合せ・提出先

魚津市総務部税務課資産税係

〒937-8555 魚津市釈迦堂一丁目10番1号

電話番号：0765-23-1069

電子メールアドレス：zeimu@city.uozu.lg.jp